



飼い主のいない猫の

不妊去勢手術費用の一部を補助します

快適な生活環境の確保及び動物愛護思想の普及啓発を図るため、
飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施する団体に対して、
その手術費用の一部を補助する事業を行っています。



補助制度について

対象者	市内在住者を含む 2 名(2 世帯)以上の団体（町内会、ボランティア団体等）
対象猫	市内に生息する飼い主のいない猫(野良猫)
対象手術	令和 7 年 4 月 1 日以降に、動物病院で手術を実施し、その手術費用を支払った場合
補助金額	・不妊手術(めす)1 匹につき 8,000 円まで ・去勢手術(おす)1 匹につき 4,000 円まで ※手術費用が上記の金額に満たない場合は、手術費用を上限として助成金を交付します。



お願い

- ◇不妊去勢手術後、最期まで室内で飼育してくださる方への譲渡に努めてください。
- ◇手術実施前の生息場所に戻すにあたっては、**適正管理**を図り、近隣住民の理解を得るようにしてください。

適正管理とは・・・？

給餌、給水、排泄物の処理、周辺の掃除等を近隣に迷惑を掛けずに行うことをいいます。



適正管理ができないと、このような問題が生じる場合があります！

- ◇置きエサで、他からの猫が寄ってきてしまった
→活動の対象とする猫の個体数を明確にして、エサの場所や時間を決め、置きエサはしないことで、他から猫を寄せ付けないようにしましょう。
- ◇活動の同意を得ていない人(知らない人)から、猫による被害の苦情が出た
→町内会の集まり等を通じて、地域住民に説明し、理解を求めましょう。
- ◇活動の場に猫が捨てられた
→活動している場所については極力公言せず、猫を目立たせないことで、遺棄を防ぐことができます。
- ◇猫が虐待を受けた
→エサをあげる時間や場所、あげる人を特定し、不特定多数の人からエサをもらわない、猫を目立たせないことで、虐待を予防しましょう。
- ◇活動者や協力者がいなくなった
→活動を始める前に、きちんとした活動の役割分担やルール決めが大切です。





手続きの流れと提出書類

①団体登録申請

補助金の交付を受けるには、まずは**団体登録**が必要になります。



提出書類

- ☐ 「飼い主のいない猫対策団体登録申請書」(様式第1号)
- ☐ 給餌及び猫用トイレの設置場所を明記した猫管理活動を行う周辺地図
- ☐ 団体代表者の振込先口座の預金通帳の写し

②補助金申請

団体登録承認後、**手術前**の申請となります。



提出書類

- ☐ 「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金申請書」(様式第1号)
- ☐ 「収支予算書」(様式第2号)
- ☐ 手術の対象となる猫の両耳を含む全体写真(手術前)
※撮影日時が確認できるもの

③交付決定

書類審査後、「補助金等交付決定通知書」を団体の代表者に送付します。



④手術

動物病院と十分な打合せのうえ、手術を実施してください。



⑤報告

手術実施後、報告期限までに以下の書類を提出してください。

※報告期限…完了日から30日以内 または 令和7年3月31日のいずれか早い日



提出書類

- ☐ 「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金実績報告書」(様式第3号)
- ☐ 「収支決算書」(様式第4号)
- ☐ 手術後にサクラ耳(耳の先端をV字型に切除)にした猫の全体写真
※撮影日時が確認できるもの
- ☐ 動物病院の領収書及び明細書の原本または写し

詳細については
ホームページを
ご覧ください。

⑥請求書提出

決定通知書に同封の「補助金等交付請求書」を伊達市に提出してください。



⑦補助金の振込み

伊達市 飼い主のいない猫



【お問合せ・申請先】 伊達市役所 生活環境課 環境係 電話:024-575-1228

〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180番地(中央棟3階)